沖 縄 及 び 北 方 問 題 に 関 す る 特 別 委 員 会

沖 縄 県 12 お け る 駐 留 軍 用 地 \mathcal{O} 返 還 に 伴 . う 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 法 律 案 閣 法

第二五号)(衆議院送付)要旨

本 法 律 案 は 駐 留 軍 用 地 \mathcal{O} 跡 地 利 用 に 0 1 て 定 8 た 沖 縄 県 12 お け る 駐 留 軍 用 地 \mathcal{O} 返 還 に 伴 う 特 別 措 置 に 関

す る 法 律 \mathcal{O} 有 効 期 限 を 平 成 三十 兀 年 三 月 三 + 日 ま で + 年 間 延 長 す る ととも に、 駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 有 効 か 9

適 切 な 利 用 を 推 進 す る た 8 \mathcal{O} 特 別 措 置 \mathcal{O} 充 実 等 \mathcal{O} 所 要 \mathcal{O} 措 置 を 講 U ょ うとす る ŧ \mathcal{O} で あ ŋ そ \mathcal{O} 主 な

次のとおりである。

現 行 \mathcal{O} 沖 縄 振 興 特 別 措 置 法 第 七 章 لح 沖 縄 県 に お け る 駐 留 軍 用 地 \mathcal{O} 返 還 に 伴 う 特 別 措 置 に 関 す る 法 律 0

法 に 分 か れ て 規 定 さ れ 7 11 る 駐 留 軍 用 地 跡 地 に 関 す る 規 定 に 0 1 て 本 法 律 案 に 元 的 に 定 \Diamond る。 ま た

法 律 \mathcal{O} 題 名 を 沖 縄 県 に お け る 駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 有 効 カゝ 0 適 切 な 利 用 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 特 別 措 置 法 に 改 \Diamond

る (衆議院修正)。

駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 有 効 か 0 適 切 な 利 用 \mathcal{O} 推 進 に 当 た 0 7 は、 当 該 土 地 \mathcal{O} 返 還 を受け た 所 有 者 築 \mathcal{O} 生 活 \mathcal{O}

安 定 が 义 5 れ る ょ う必 要 な 配 慮 が な さ れ ること等、 基 本 理 念 に 関 す る 規 定 を 定 \Diamond る 衆 議 院 修 正 に ょ る 追

内

容

は

加)。

玉 は 基 本 理 念 に 0 0 とり、 駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 有 効 カュ 0 適 切 な 利 用 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 施 策 を 総 合 的 に 策 定

及 \mathcal{U} 実 施 す る 責 務 を 有 す ること を 明 記 す る 衆 議 院 修 正

兀 玉 は 日 米 合 同 委 員 会 に お 1 て 返 還 が 合 意 さ れ た 駐 留 軍 用 地 \mathcal{O} 区 域 \mathcal{O} 全 部 に 0 1 て、 返 還 後 に お 11 て 当

院 修 正 該

土

地

を

利

用

す

る

上

で

 \mathcal{O}

支

障

 \mathcal{O}

除

去

に

関

す

る

措

置

を

所

有

者

等

に

引

き

渡

す

前

に

講

ず

ること

を

明

記

す

る

衆

議

五. 沖 縄 県 知 事 又 は 関 係 市 町 村 \mathcal{O} 長 は 日 米 安 全 保 障 協 議 委 員 会 又 は 日 米 合 同 委 員 会 に お 11 て 返 澋 が 合 意 さ

れ た 駐 留 軍 用 地 に お 1 て 調 査 及 75 測 量 を 行 う 必 要 が あ る لح 認 \otimes る لح き は 玉 に 忟 し、 当 該 駐 留 軍 用 地 に 0

11 7 \mathcal{O} 調 査 及 び 測 量 \mathcal{O} 実 施 に 関 L 7 あ 0 せ W を 申 請 す る こと が で き る。 ک \mathcal{O} 場 合 に お 11 7 玉 は 当 該 駐

留 軍 用 地 に 0 11 7 \mathcal{O} 調 査 及 び 測 量 \mathcal{O} 実 施 に 関 す る あ 0 せ W を 行 わ な け れ ば な 5 な 1 と ŧ に、 当 該 申 請 を

L た 沖 縄 県 知 事 又 は 関 係 市 町 村 \mathcal{O} 長 か 5 \mathcal{O} 求 \Diamond が あ 0 た 場 合 に は、 あ 0 せ W \mathcal{O} 状 況 に 0 1 て 通 知 す る 衆

議 院 修 正

六、 玉 は 駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 所 有 者 等 \mathcal{O} 負 担 \mathcal{O} 軽 減 を 図 る 等 \mathcal{O} た め、 当 該 土 地 \mathcal{O} 所 有 者 等 が 当 該 土 地 が

引

き渡 さ れ た 日 以 後 引 き 続 き当 該 土 地 を 使 用 せ ず、 カン つ、 収 益 L て 1 な 1 と きは 引 渡 日 \mathcal{O} 꽢 日 カン 5 起 算

て三 年 を 超 え な 1 期 間 内 で、 所 有 者 等 \mathcal{O} 申 請 に 基 づ き 給 付 金 を 支 給 す る。

七 駐 留 軍 用 地 跡 地 \mathcal{O} 円 滑 な 利 用 \mathcal{O} 推 進 に 資 す る た \otimes 駐 留 軍 用 地 が 返 還 さ れ る 前 \mathcal{O} 段 階 か 5 \mathcal{O} 地 方 公 共 寸

体 等 に ょ る 駐 留 軍 用 地 内 \mathcal{O} 土 地 \mathcal{O} 先 行 取 得 に 係 る 規 定 を 創 設 す る。

八、

特

定

振

興

駐

留

軍

用

地

跡

地

及

び

大

規

模

振

興

拠

点

駐

留

軍

用

地

跡

地

 \mathcal{O}

指

定

 \mathcal{O}

規

定

に

換

え、

拠

点

返

還

地

 \mathcal{O}

指

定

 \mathcal{O}

لح

る

と と

規 定 を 定 8 Ł に、 特 定 跡 地 給 付 金 及 び 大 規 模 跡 地 給 付 金 に 0 11 て、 特 定 給 付 金 L て 本 化 L そ

 \mathcal{O} 支 給 \mathcal{O} 限 度 لح な る 期 間 は 当 該 駐 留 軍 用 地 跡 地 に お け る 土 地 \mathcal{O} 使 用 又 は 収 益 が 可 能 と な る لح 見 込 ま れ る

時 期 を 勘 案 L 7 政 令 で 定 8 る 期 間 と す る 衆 議 院 修 正

九 沖 縄 担 当 大 臣 内 閣 総 理 大 臣 が 指 定 す る 玉 務 大 臣 沖 縄 県 知 事 及 び 関 係 市 町 村 \mathcal{O} 長 は 駐 留 軍 用 地 跡 地

 \mathcal{O} 有 効 カコ 0 適 切 な 利 用 \mathcal{O} 推 進 に 関 す る 施 策 12 関 L 必 要 な 協 議 を 行 Š た \otimes 駐 留 軍 用 地 跡 地 利 用 推 進 協 議 会

を 組 織 す るこ ح が で き る 衆 議 院 修 正

+この 法 律 は 平 成 + 兀 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。